

千葉県ホッケー協会 慶弔金等支給規程

(目的)

第1条 この規程

は、千葉県ホッケー協会の慶弔金支給について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本協会の役員及び監督・選手等登録者とする。

(慶弔金等の種類及び金額)

第3条 慶弔金等の種類及び金額は、次のとおりとする。

- (1) 祝 金 会長が必要と認める場合 10,000 円
- (2) 見舞金 会長が必要と認める場合 10,000 円
- (3) 弔慰金 執行部役員（名誉顧問、顧問、参与、会長、副会長、理事長及び副理事長）の死亡、執行部役の配偶者及び1親等以内の親族の死亡及び会長が必要と認める場合 10,000 円
- (4) その他 会長が必要と認める場合 10,000 円

附 則

この規程は、令和6年4月21日から施行する。